

「特別共同研究事業」の設置について

企業等の研究者を教授、准教授等で雇用しアンダーワンルーフで共同研究を推進

このたび国立大学法人筑波大学（学長：永田恭介、以下「筑波大学」）は、12月1日付けで、新たな産学連携の制度として、外部の企業等から資金を提供していただき、筑波大学に研究組織を設ける「特別共同研究事業」を設置します。これは企業等からの資金を原資に企業等の研究者を雇用して学内の研究者と共に研究グループを構築し、双方が対等の立場で共通の課題について共同して研究を行うことによって、優れた研究成果を産み出すとともに社会貢献を促進する制度です。

産学連携を通して大学が持つ高度な研究成果を社会に実装し、新たな産業の創出や世界的な課題の解決に至るイノベーションプロセスの強化が期待されています。イノベーションは、製品やサービスの形となって市場・経済社会に受け入れられてはじめて実現するものです。これまで、産学連携の枠組みとして共同研究、受託研究、学術指導、寄付講座などがありますが、このたび、筑波大学は、企業等との連携をより強化することによって、すぐれた研究成果を産み出し社会実装を促進する「特別共同研究事業」制度を設置します。制度の内容は以下の通りです。

- (1) 革新的な研究成果や社会実装に向けた共通の課題のもと、外部の企業等から資金を提供していただき、企業等研究者と筑波大学研究者が筑波大学内の研究施設で共同研究を展開します。
- (2) 企業等の研究者を研究経費により筑波大学の教員（教授、准教授など）として雇用します。
- (3) 共同研究の期間は2年から5年とし、企業等と大学が協議して運営するとともに、知的財産の活用を重視した取り決めを進めます。
- (4) 雇用された教員は、相互の合意により筑波大学の人材育成に参画できます。

このように、本制度は、筑波大学と企業が協議しながらアンダーワンルーフで研究活動を行い、企業等の研究者を筑波大学が雇用することにより、柔軟かつ迅速に研究活動を運営することを特徴とするものです。従来の共同研究制度に比べより高い研究力を確保できるとともに、共同研究成果の社会実装の確度を高めることを目指しています。

今後、筑波大学は、「特別共同研究事業」をフラグシップとして、社会の発展に資する学問領域の研究拠点を産業界と共同して大学内に長期的に確保し、学際的な研究の充実と社会に貢献することを目指します。

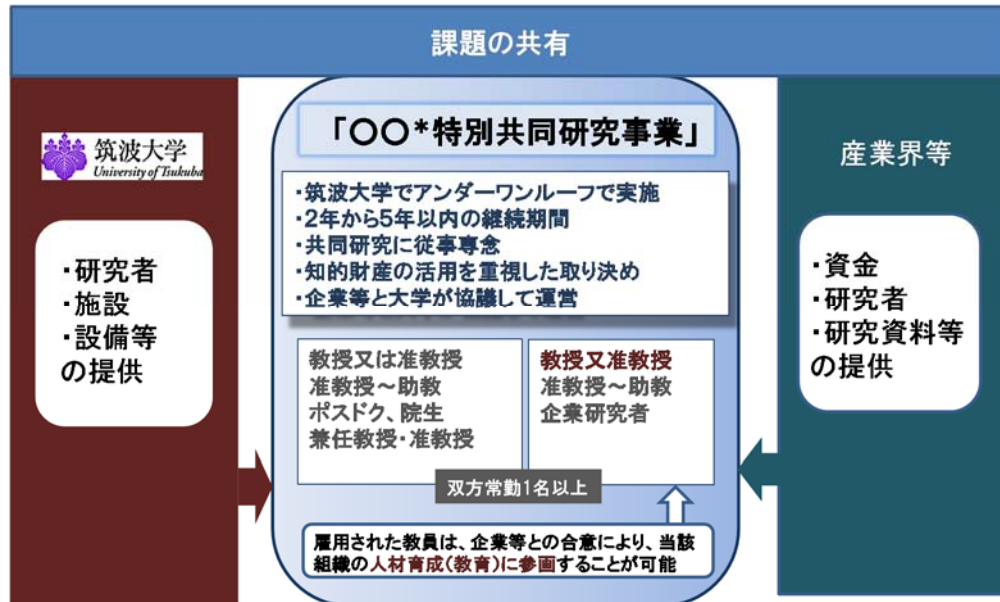


図1. 特別共同研究事業の概要

■ 本件問い合わせ ■

筑波大学国際産学連携本部

tel: 029-853-6064

e-mail: uchida.fumihiko.ft@un.tsukuba.ac.jp